

福島県地域公共交通計画調査策定業務 委託仕様書

1 業務の期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

2 業務の目的

地域公共交通は、福島県民の通勤、通学、通院、買い物など日常生活の足としてのほか、観光や地域間交流の移動手段として重要な役割を果たしている。

一方で、少子高齢化の進行や車社会の進展等により、公共交通機関の利用者は減少し、地域公共交通を確保・維持するための公的負担の増加などが大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、国においても、令和2年11月に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）を一部改正し、地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画の普及と計画の実効性の確保が推進されていることから、持続可能な地域公共交通の確保・維持に向けて取り組んでいくことが重要となっている。

以上のことから、福島県と県内市町村等関係者が連携し、県全体の公共交通の各種データの収集、課題の整理等を行うとともに、移動特性、ニーズ分析から広域交通の再編などについて検討し、福島県全域の地域公共交通の持続性・利便性を高めるため、「福島県地域公共交通計画」を策定するものである。

3 業務の名称及び調査対象地域

(1) 委託名

福島県地域公共交通計画調査策定業務

(2) 調査対象地域

福島県内全域

4 業務の内容

業務の内容は以下を基本としつつ、国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と手引き」を参考とし、福島県の特徴から最も適切な検討方法を選択し、実施するものとする。

(1) 計画策定準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及び業務スケジュールに関する業務計画書を作成する。

(2) 上位・関連計画、既存資料等に基づく公共交通の位置付け、役割及び福島県の現状整理

福島県の人口や高齢化率、施設分布等の地域特性及び各公共交通機関の運行状況等の交通特性から現状を整理するとともに、福島県内市町村の地域公共交通計画（地域交通網形成計画）、その他、上位・関連計画において記載されている公共交通に求められる役割について整理する。

なお、現状整理に当たっては、既存統計データ等を活用するほか、交通事業者へのヒアリングを実施するなどして行う。

(3) 福島県の問題点の分析及び課題の整理

上記(2)で整理した福島県の地域公共交通の現状等を基に、問題点を明らかにし、福島県の地域公共交通の維持・確保に向け取り組むべき課題を整理する。

(4) 地域公共交通計画の基本的な方針、数値目標及び具体的施策の検討

ア 基本的な方針及び目標の検討

国が示す地域公共交通計画の記載事項である計画の基本的な方針、当該方針を踏まえた数値目標を検討する。

数値目標の検討に当たっては、交通事業者が所有している利用状況・実績データ、その他既存の統計資料や報告等から数値取得が行えるものを最大限活用するとともに、数値目標の評価作業の省力化が図られるようにする。

イ 目標達成のための具体的施策の検討

アで検討した基本的な方針に示す福島県が目指す地域公共交通ネットワークの実現に向けた具体的施策の検討に当たっては、市町村間を結ぶ広域バス路線(地域間幹線系統)の再編・見直しのみならず、地域内交通との接続・連携施策を含めた検討を行う。

(5) 福島県地域公共交通計画の取りまとめ

前記(1)～(4)までの検討結果を踏まえて、福島県地域公共交通計画を取りまとめる。

(6) 活性化再生法第6条に規定する協議会等の開催及び運営支援

福島県地域公共交通計画の策定に関して必要な協議を行うため、協議会を4回程度、福島県は県土が広く、浜通り地方・中通り地方・会津地方で生活圏が異なることから、地域の実情に応じた協議等を行うための地域部会(以下「協議会等」という。)を8回程度開催することを想定している。なお、協議会等の開催に際して次の業務を行う。

ア 協議会等開催に係る資料の作成、協議会等での意見対応及び提案等

イ 協議会等への出席及び必要に応じた資料の説明

ウ 協議会等終了後の議事要旨取りまとめ及び議事録作成

(7) 打ち合わせ

本業務を円滑かつ効率的に開催するため、発注者と適宜打ち合わせ(5回程度開催想定)を実施し、その内容について記録簿を作成する。

5 業務の成果品

本業務の成果を取りまとめた地域公共交通計画冊子を作成する。

ア 地域公共交通計画冊子(A4版) 250部

イ 地域公共交通計画概要 500部

ウ 上記の電子記録媒体(CD-R等) 1部

※電子データはWordまたはExcel形式とPDF形式で提出することとする。

6 その他

- (1) 福島県避難地域広域公共交通計画等との連携、整合性について

福島県地域公共交通計画の策定に当たっては、「福島県避難地域広域公共交通計画」及び「会津圏域地域公共交通計画」で定める基本的な方針や計画の目標等との連携、整合性を図るものとする。

- (2) 業務の再委託について

受託者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務については、事前に発注者から承認を得た場合は、この限りではない。

この場合において、再委託の内容、再委託先の会社概要、その他再委託先に対する管理方法等を書面により提出すること。

- (3) 活性化再生法に基づく地域公共交通計画策定に係る注意事項

国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を熟読し、発注者との共通理解に資する。

①入門編

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001475484.pdf>

②詳細編

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480548.pdf>

- (4) 関連するデータの収集は、発注者と協議の上で原則、受注者が行うこととするが、現況把握には各種基礎データ（国勢調査、住宅・土地統計調査、商業統計、国土数値情報、都市計画基礎調査等）を活用することを想定している。なお、印刷物等には、他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用は避けること。
- (5) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、業務が確実に履行されるよう適切な人員配置の下で業務を実施すること。
- (6) 本業務の実施により製作された成果物又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から発注者に移転することとするが、その詳細については、別途契約書により定めるものとする。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者との協議の上、決定すること。